

# 少年補導概況

平成30年

寒河江警察署

区分	平成30年	前年	増減数	増減率
刑法犯少年	9 (1)	6 (1)	3 (0)	50.0%
特別法少年	1 (0)	0 (0)	1 (0)	-
触法少年	2 (0)	9 (3)	△ 7 (△3)	△ 77.8%
刑法	2 (0)	9 (3)	△ 7 (△3)	△ 77.8%
特別法	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
ぐ犯少年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
不良行為少年	14 (2)	20 (7)	△ 6 (△5)	△ 30.0%

( )は内数で女子

## ●刑法犯少年の罪種別学職別（触法少年を含む）

罪種	本年計	前年同期	増減	小学生	中学生	高校生	他学生	有職	無職
総数	11 (1)	15 (4)	△ 4 (△3)	1 (0)	2 (1)	6 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
暴行	3 (0)	1 (1)	2 (△1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)			
恐喝	0 (0)	1	△ 1 (0)						
窃盗	7 (1)	7 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	4 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
万引き	2 (1)	4 (1)	△ 2 (0)		1 (1)		1 (0)		
自動車盗	0 (0)	1	△ 1 (0)						
自転車盗	3 (0)		3 (0)			2 (0)			1 (0)
居空き	0 (0)	1	△ 1 (0)						
その他	2 (0)	1	1 (0)			2 (0)			
占脱横領	1 (0)		1 (0)			1 (0)			
器物損壊	0 (0)	4 (2)	△ 4 (△2)						
その他	0 (0)	2	△ 2 (0)						

### (管内検挙補導事例について)

- ・家庭内暴力で母親に物を投げつけた高校生を暴行の罪で補導しています。
- ・校内暴力で、教員に暴力をふるった小学生、中学生をそれぞれ暴行の罪で補導しています。
- ・窃盗犯のうち万引きは、ドラッグストアで化粧品を盗んだ中学生と、スーパーで惣菜を盗んだ専門学校生が補導されています。
- ・自転車の窃盗で、高校生2名と無職少年1名が補導されています。
- ・その他の窃盗は、2年前に発生した脱衣場わらい事件が、当時高校生の少年によるものとなり、2名を補導しています。
- ・拾ったtasポカードを自分のものとして所持していた高校生を占有離脱物横領罪で補導しています。
- ・特別法犯少年の1名は、交番に向かって多量の文房具を投げつけた(軽犯罪法)、無職少年の補導です。



刑法犯少年 ……刑法の罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

特別法犯少年 ……特別法の罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年 ……刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年 ……少年の性格、行状等からみて将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年 ……飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

●不良行為少年の行為別 学職別

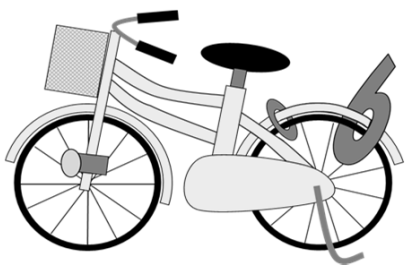
( )はうち数で女子

行為種別	本年 計	前年同期	増減	小学生	中学生	高校生	他学生	有職	無職
総数	14 (2)	20 (7)	△ 6 (△5)	0 0	5 (1)	9 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
飲酒		1 (0)	△ 1 (0)						
喫煙	1 (0)	6 (1)	△ 5 (△1)			1			
薬物乱用									
粗暴行為	1 (0)	0 (0)	1 (0)			1			
刃物等所持									
金品不正要求									
金品持ち出し	2 (0)	1 (0)	1 (0)		2				
性的いたづら									
暴走行為									
家出	1 (1)	2 (1)	△ 1 (0)		1 (1)				
無断外泊									
深夜はいかい	7 (1)	6 (4)	1 (△3)			7 (1)			
怠学	2 (0)	0 (0)	2 (0)		2				
不健全性的行為									
不良交友									
不健全娯楽		3 (1)	△ 3 (△1)						
その他		1 (0)	△ 1 (0)						

●自転車盗難被害状況

	被害総数			うち少年		小学生		中学生		高校生	
	H30	前年同期	増減	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29
被害数	14	17	△ 3	11	10					11	8
うち無施錠	8	14	△ 6	6	7					6	5

# =子どもを犯罪から守ろう=



## さがえ「鍵つけっぺ」作戦 実施中

自転車を盗む・盗まれるという行為は、中高生にとって身近な問題です。

管内で認知した自転車盗難事件は、前年よりは減少しているものの、駐輪場には鍵をかけずにとめられている自転車がたくさんみつかります。

無施錠の自転車には、一時的に警察のカギをかけて被害から守る取組を行っています。自転車防犯をとおり、「大切なものはきちんと自分で管理する」ということを、子どもたちに習慣づけていきましょう。

## 児童ポルノなど「自画撮り」

犯人にだまされたり、脅されたりして、子どもが、自分で自分の裸体を撮影しメールやSNSで送信してしまう、「自画撮り(自撮り)」被害が相次いでいます。

スマートフォンなどについているカメラ機能は、手軽で便利な一方で、犯罪の道具として悪用されてしまっています。

**自分の裸を撮らない! 画像を相手に送らない!**

## 少年の福祉を害する犯罪 平成30年の被害者数(県内)

児童買春・児童ポルノ法 18人  
 県青少年健全育成条例 11人  
 未成年者飲酒禁止法 2人  
 未成年者喫煙禁止法 2人